

総務省

農業農村整備事業に関する

要 望 書

令和2年11月11日

滋賀県土地改良事業団体連合会
国営農業水利事業滋賀協議会

農業農村整備事業について

平素は、本県の農業農村整備事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年度の本県に必要な予算の確保について、特段のお力添えをいただいたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

本県におきましては、農業競争力強化のための農地整備や農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策などを着実に進めるため、各会員から、計画的な新規地区採択に向け、当初予算枠の更なる拡大について強い声があがっています。

特に、災害が多発する中、防災インフラの整備を着実に進めるためには、地方財政に配慮した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の令和3年度以降の継続が欠かせません。

加えて、地域のニーズを反映したハード対策を円滑かつきめ細かく進めるためにも、「緊急自然災害防止対策事業債」等の継続が望まれます。

また、昨今の気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダム
の洪水調節機能の強化等に対応できるよう、施設の維持管理に対する支援の充実強化が必要です。

こうしたことから、次の事項につきまして、より一層のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 農業農村整備事業に対する財政支援の拡充・継続

「ため池工事特措法」の施行等を踏まえ、ポスト「3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を令和3年度以降も継続
地方単独事業にかかる「緊急自然災害防止対策事業債」等の継続

2. 土地改良施設等の管理に対する支援制度の充実

維持管理にかかる整備補修を推進するための地方財政措置の充実
(土地改良施設維持管理適正化事業などへの公共事業等債の適用
等)

基幹水利施設の保全管理を徹底して推進するための、管理事業と
整備事業との連携の強化(地方財政措置の充実)

令和2年11月11日

滋賀県土地改良事業団体連合会

会長 家 森 茂 樹

国営農業水利事業滋賀協議会

会長 小 椋 正 清